

介護支援取組助成金の概要と取組手順

原則として以下の手順に沿って取り組む必要があります。

第1段階

①実態把握 (アンケート調査)

- 指定の調査票を使用
- 雇用保険被保険者全員を対象に実施
- 回収率3割以上
- 指定の様式に取りまとめる

②制度設計・見直し (就業規則の整備)

- 指定のチェックリストによる制度周知状況の確認
- 育児・介護休業法に規定する介護休業関係制度の整備
- 法律を上回る制度の導入
休業・休暇等の取得回数、取得単位、休業した期間(時間)の有給化

第2段階

③社内研修

- 企業単位で実施
- 指定の資料を使用
- 人事労務担当者等が説明
- 1時間以上
- 質疑応答の時間を設ける
- 雇用保険被保険者の8割以上が受講
- 自社の介護休業関係制度について説明

④ 相談窓口の設置・周知

- 氏名、電話番号、アドレスなど相談相手が特定できること
- <相談窓口担当者>
- ・社内研修を受講
 - ・周知までに指定のチェックリストで相談のポイントを確認
- #### 制度の周知
- 指定の資料により、社内制度、相談窓口を全労働者に周知

第3段階

⑤働き方改革

- 年次有給休暇の取得促進
 - 所定外労働時間の削減
- 前年同期間と比較して、一定水準の改善などの要件を満たした事業主が申請可能

3か月間実績把握

注意!
当該期間の比較対象となる前年同期間などの実績を把握していない、または対象となる労働者がいない場合は助成金の支給対象となりません。

相談担当者は研修を受講

介護休業関係制度の説明、周知

※①アンケート調査結果取りまとめ日 ②制度設計・見直しによる制度施行日 ③社内研修実施日、④相談窓口・制度周知日の順に時系列に確認することが必要です。ただし、すでに②に取り組んでいた場合は①→②の順にならない場合もあり得ます。また、③、④の前後は問いません。